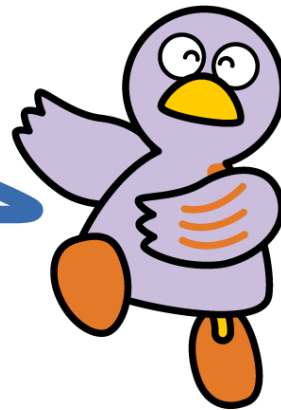


だい しょう
第10章
じどうしゃ うんてんめんきょ
自動車運転免許



さいたまけん ます こっと こばとん
埼玉県のマスコット コバトン

- 1 外国免許切替審査 がいこく めんきょ きりかえ しんさ
- 2 運転免許証更新 うんてん めんきょしょう こうしん
- 3 運転免許試験 うんてん めんきょ しけん
- 4 運転免許証の有効期限が切れたときの手続
うんてん めんきょしょうの ゆうこうきげんが きれたときの てつづき
- 5 住所などの変更手続 じゅうしょなどの へんこうてつづき
- 6 自動車の購入と登録 じどうしゃの こうにゅうと とうろく
- 7 自動車の保険 じどうしゃの ほけん

にほん じどうしゃ うんてん ばあい にほん うんてんめんきょ ひつよう
日本で自動車などを運転する場合には、日本の運転免許が必要です。それには、日本の運
転免許の試験を受けるか外国の運転免許を日本の運転免許に切替える審査を受けて、合格
することが必要です。また、ジュネーブ条約加盟国で交付された国際運転免許証または日
本が政令で定める国又は地域（スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾）の運
転免許証（日本語の翻訳文が添付されているものに限る。）を所持する方は、日本に
じょうりく ひ きさん ねんかんとがいうんてんめんきょしょう うんてん
上陸した日から起算して、1年間当該運転免許証で運転できることとされている自動車
などを運転することができます。

ただし、1年間といっても自国の免許証の有効期間内に限られます。



そうだんまどぐち といいわ さき
相談窓口・問合せ先

きかんめい 機関名	でんわばんごう 電話番号	じゅうしょ 住 所	うけつけじかん 受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）
さいたまけんけいさつ 埼玉県警察 うんてんめんきょせんたー 運転免許センター	048-543-2001 てれほん・FAXガイド 048-541-1234	こうのすしこうのす 鴻巣市鴻巣405-4 こうつう 交通： たかさきせんこうのすまきむがしぐち ばんば 高崎線鴻巣駅東口③番バ スの乗り場から「免許 センター行き」バス終点 げしや 下車	がいこくめんきょ 外国免許からの切替え事前相談受付： 9:30～10:00 きりか しん さうけつけ し ぜん そうだん しゅうりょう 切替え審査受付（事前相談が終了した 方に限ります。）： 13:00～13:45

I 外国免許切替 がいこく めんきょ きりかえ

がいこくめんきょきりかえ か の う がいこく こうふ ゆうこう うんてんめんきょしょう しゅどく つうさん か
外国免許切替が可能な外国で交付された有効な運転免許証は、取得してから通算して3か
げつ いじょう くに す にほん うんてんめんきょ きりか しんせい
月以上 その国に住んでいれば、日本の運転免許へ切替えの申請をすることができます。申請
する場所は埼玉県警察運転免許センターです。申請には、次のような書類などが必要です。

- りょけん ばす ぽーと
旅券(パスポート)
- ざいりゅう かーど とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ など
在留カード、特別永住者証明書など
- じゅうみんひょう ぜんぶ きざい こじんばんごう のぞ
住民票 (全部記載 (個人番号を除く))
- がいこく うんてんめんきょしょう
外国の運転免許証
- がいこく うんてんめんきょしょう にほんご ほんやくぶん かっこくたいしかんりょうじぶ こっかこうあんいいんかい
外国の運転免許証の日本語への翻訳文 (各国大使館領事部、または国家公安委員会
が指定した法人【(一社) 日本自動車連盟 (JAF)、ジップラス(株)】で作成したものに
かぎ
限る)
- しゃしん たて よこ
写真(縦3.0 cm×横2.4 cm) 2 枚
- しんせいてすうりょう
申請手数料

ほか しょうめい ひつよう ばあい
この他の証明が必要な場合がありますので、さいたまけんけいさつ ほーむ ペーじ (がいこくめんきょ に
ほんめんきょ きりかえ て つづ
本免許に切替手続きされるかた】内で必要書類を確認してください。

しんせい まえ うんてんめんきょ センター がいこくめんきょきりかえそうだんしつ じぜんそうだん う
申請の前に、運転免許センターの外国免許切替相談室で事前相談を受けてください。
(じぜんそうだん しょうめいなど かくにん う かた きりかえしんせい うけつけ
事前相談で書類等の確認を受けていない方の切替申請は、受付できません。)



さいたまけんけいさつ がいこくめんきょきりかえ
<埼玉県警察 外国免許切替>

2 運転免許証更新 うんてん めんきょしょう こうしん

運転免許証の有効期間は、年齢・運転経歴・違反内容により3～5年となり、有効期限は免許証に記載してあります。

免許証の更新は、更新期間（有効期間が満了する日の直前の誕生日の1か月前から有効期間が満了する日までの間）にする必要があります。更新手続場所、受付時間、申請手数料の額などの具体的内容は、更新期間に入る直前に郵送される案内通知を確認してください。

なお、更新期間になっても案内通知が郵送されないときは、運転免許センターにお問い合わせください。申請には、次のような書類などが必要です。

- ・ 運転免許証
- ・ 在留資格を確認できる書類（在留カード、特別永住者証明書、個人番号が記載されていない住民票の写し、旅券）
- ・ 申請手数料

3 運転免許試験 うんてん めんきょ しけん

- (1) 申請場所 運転免許センター
- (2) 受付日時 月曜日から金曜日の平日（祝日・12月29日から1月3日を除く）
午前8時30分から午前9時15分までの間

※仮免許は予約制（埼玉県警察ホームページからオンライン予約）

- (3) 必要書類など 受験する免許の種類によって異なります。
 - ・ 在留カード、特別永住者証明書など
 - ・ 住民票（全部記載（個人番号を除く））
 - ・ 写真（縦3.0cm×横2.4cm）2枚～3枚
 - ・ 申請手数料

※学科試験（二種免許および小型特殊免許を除く）は、次の外国語での受験も可能です。

○第一種免許、第二種免許及び仮免許（20言語）

英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、アラビア語、インドネシア語、
ウクライナ語、ウルドゥー語、韓国語、クメール語、シンハラ語、スペイン語、
タイ語、タガログ語、ネパール語、ヒンディー語、ベルシャ語、ミャンマー語、

もんごるご、ろしあご
モンゴル語、ロシア語

げんつきめんきよ (げんご)
○原付免許 (4言語)

えいご、ぽるとかるご、ちゅうごくご、べとなむご
英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語

4 運転免許証の有効期限が切れた時の手続

うんてんめんきよしょうの ゆうこうきげんが きれたときの てつづき

うんてんめんきよしょう こうしん
運転免許証の更新をしないで有効期限を過ぎてしまった場合、改めて運転免許を取り直すことになります。ただし、有効期限が過ぎていても一定の期間内であれば、運転免許試験の一部（学科試験及び技能試験）を免除する救済措置を受けて運転免許を取得できます。（新たな免許証が交付されるまでは無免許となりますので、運転できません。）
てつづき うんてんめんきよセンター おこな
手続は運転免許センターで行っています。

(1) やむを得ない理由がない方（うっかりして更新手続ができなかった方）

あ めんきよしょう ゆうこうきげん き げつ い ない ばあい
ア 免許証の有効期限が切れて6か月以内の場合
いって てつづき がっ か しけんおよ ぎのう しけん めんじよ うんてんめんきよ しゅとく
一定の手続により学科試験及び技能試験免除で運転免許が取得できますが、それまで取得していた運転免許の経歴は継続されません。
い めんきよしょう ゆうこうきげん き かげつ こ ねん い ない ばあい
イ 免許証の有効期限が切れて6か月を超え1年以内の場合
おおがた ちゅうがた じゅんちゅうがた ふつうじどうしゃ うんてん めんきよ も かた かりめんきよ
大型・中型・準中型・普通自動車を運転できる免許を持っていた方は、仮免許が学科試験及び技能試験免除で取得できます。それ以外の運転免許（大型特殊自動車や自動二輪車等の仮免許がないもの。）を取得していた方の救済措置はありません。

(2) やむを得ない理由のある方（入院、海外滞在などの理由で更新手続ができなかった方）

あ めんきよしょう ゆうこうきげん き げつ い ない ばあい
ア 免許証の有効期限が切れて6か月以内の場合
いって てつづき がっ か しけんおよ ぎのう しけん めんじよ うんてんめんきよ しゅとく
一定の手続により学科試験及び技能試験免除で運転免許が取得できます。この場合、それまで取得していた運転免許の経歴は継続していたものとみなされます。
い めんきよしょう ゆうこうきげん き げつ こ ねん い ない ばあい
イ 免許証の有効期限が切れて6か月を超え3年以内の場合
え りゆう お かた にゆういん かいがいたいざい りゆう こうしんてつづき
やむを得ない理由が終わってから1か月以内に手続をすれば学科試験及び技能試験免除で運転免許が取得できますが、この場合、それまでの運転免許の経歴は継続します。

(3) 必要書類など

あ うけつけにちじ
ア 受付日時

げつようび きんようび へいじつ しゅくじつ がつ にち がつ にち のぞ
月曜日から金曜日の平日（祝日、12月29日から1月3日を除く）
ご じ ご じ あいだ
午後1時から午後1時45分までの間

イ ひつようしよるい 必要書類

- ① ゆうこうきげん の すぎた めんきょしょう
有効期限の過ぎた免許証
- ② ざいりゅう かーど とくべつえいじゅうしゃしやうめいしよ など
在留カード、特別永住者証明書など
- ③ じゅうみんひょう ぜんぶ きざい こじんばんごう のぞ
住民票（全部記載（個人番号を除く））
- ④ しゃしん たて 縦3.0cm×横2.4 cm） 1まい かりめんきょ しんせい かた まい
写真（縦3.0cm×横2.4 cm）1枚（仮免許を申請する方は3枚）
- ⑤ 「更新のお知らせ」のはがき（無くても手続できます。）
- ⑥ やむを得ない理由のある方は、その理由と期間を証明できる書類（診断書、
パスポートなど）
- ⑦ しんせいてすりよう
申請手数料

5 住所などの変更手続 じゅうしよなどの へんこうてつづき

じゅうしよ なまえ を へんこう したときは、うんてんめんきょしょう じゅうしよ へんこう ひつよう すみ
住所や名前などを変更したときは、運転免許証の住所などの変更が必要です。速
やかに最寄りのけいさつしよ こうのす けいさつしよ のぞ
警察署（鴻巣警察署を除く。）または運転免許センターで手続をして
ください。しんせい つぎ しよるい ひつよう
申請には次のような書類が必要です。

- うんてんめんきょしょう
運転免許証
- ほんにんめい きざい あたら じゅうしよ かくにん じゅうみんひょう のうぜいつう ち
本人名の記載があるもので、新しい住所を確認できるもの（住民票、納税通知
書、水道料や電話料のお知らせ等）
- ざいりゅうしかく かくにん しよるい ざいりゅう かーど とくべつえいじゅうしゃしやうめいしよ こじんばんごう き
在留資格を確認できる書類（在留カード、特別永住者証明書、個人番号が記
載されていない じゅうみんひょう うつ りょけん など
住民票の写し、旅券等）

※ ほんせき しめい せいねんがっぴ へんこう ばあい こくせき ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん
本籍、氏名、生年月日を変更する場合は、国籍、在留資格、在留期間がわかるも
ので、こじんばんごう きざい じゅうみんひょう うつ つう ていしゅつ
個人番号が記載されていない住民票の写し1通を提出してください。

6 自動車の購入と登録 じどうしゃの こうにゅうと とうろく

じどうしゃ こうにゅう はいしゃ じゅうしよ へんこう めいぎへんこう しゃしゅ つぎ ばしよ
自動車の購入、廃車、住所変更、名義変更をしたときには、車種により、次の場所で
とうろくしんせい
登録申請しなければなりません。

車種	登録場所
ふつうじどうしゃ 普通自動車 および125ccを超えるバイク	かんとううんゆきょくさいたまうんゆしきょく かくじどうしゃけんさとうろく 関東運輸局埼玉運輸支局または各自動車検査登録 事務所
けいじどうしゃ (660cc以下)	けいじどうしゃけんさきょうかいさいたまじむしょ かくししよ 軽自動車検査協会埼玉事務所または各支所
げんどうきつふき バイク (125cc以下)	かくしちやうそん しちやうそんみんぜいか 各市町村の市町村民税課など

自動車の購入・登録をする時には普通、次のような書類が必要です。（名義変更の場合）

- ・譲渡証明書（旧所有者の実印が押してあるもの）
- ・新旧所有者の印鑑（実印）もしくは実印の押印がある委任状（代理申請の場合）
- ・新旧所有者の印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）
- ・自動車保管場所証明書（発行から40日以内のもの）※新旧所有者の住所が同じなら

省略可

- ・自動車検査証（有効期間のあるもの）

※ナンバー変更の場合は、上記に加え、車が必要です。

※自動車検査証に記載されている所有者の住所・氏名等が印鑑証明書と異なる場合は、その変更を証明する書類（住民票等）が必要です。

引っ越し（住所変更）をした時には、次のような書類が必要です。

- ・住民票（発行から3か月以内のもの）

※自動車検査証に記載されている住所から現在までのつながりの分かるものが必要です。

- ・自動車保管場所証明書（発行から40日以内のもの）

- ・委任状（代理申請の場合）

※所有者と使用者が異なる場合は、それぞれが必要です。

- ・自動車検査証

※ナンバー変更の場合は、上記に加え、車が必要です。

※くわしくは、下記の窓口にお問い合わせください。



相談窓口・問合せ先

機関名	電話番号	住所	受付時間
関東運輸局埼玉運輸支局	050-5540-2026 サービスコード:037	さいたま市西区大字中釘2154-2	月～金 （祝日・年末年始除く） 8:45～11:45 13:00～16:00
熊谷自動車検査登録事務所	050-5540-2027 サービスコード:037	熊谷市御稜威ヶ原字下林701-4	
所沢自動車検査登録事務所	050-5540-2029 サービスコード:037	所沢市大字牛沼字下原元688-1	
春日部自動車検査登録事務所	050-5540-2028 サービスコード:037	春日部市大字増戸723-1	

埼玉県運輸支局ホームページURL:

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_saitama/index.html

軽自動車の届出をする時には、次のような書類が必要です。（名義変更の場合）

- ・新使用者の住民票（発行から3か月以内）
- ・自動車検査証
- ・申請依頼書（代理申請の場合）

※ナンバー変更の場合は、上記に加え、ナンバープレートが必要です。

※自動車検査証に記載された使用者と所有者が相違する場合は、予め、所有者の方（自動車販売店やローン会社など）へお問い合わせください。

※くわしくは、下記の窓口にお問い合わせください。



相談窓口・問合せ先

機関名	電話番号	住所	受付時間
軽自動車検査協会埼玉事務所	050-3816-3110	上尾市大字平方領々家字前 505-1	月～金 （祝日・年末年始除く） 8:45～11:45 13:00～16:00
軽自動車検査協会埼玉事務所 所沢支所	050-3816-3111	入間郡三芳町大字北永井360-3	
軽自動車検査協会埼玉事務所 熊谷支所	050-3816-3112	熊谷市新堀字北原960-2	
軽自動車検査協会埼玉事務所 春日部支所	050-3816-3113	春日部市下大増新田字東耕地 115-1	

原動機付バイク（125cc以下）の購入・登録については各市町村にお問い合わせください。

7 自動車の保険 じどうしゃの ほけん

自動車事故に備えて、自動車の保険があります。自動車の保険には、自賠責保険と任意保険がありますが、自賠責保険だけでなく、万一の賠償に対応できるよう任意保険にも加入することをお勧めします。

(1) 自賠責保険（強制保険） じばいせき ほけん（きょうせい ほけん）

自動車^{じどうしゃ}の購入^{こうにゆう}時^じや車検^{しゃけん}の際^{さい}に、必ず^{かならず}加入^{かにゆう}しなければならない保険^{ほけん}です。この保険^{ほけん}は、自動車^{じどうしゃ}で他人^{たにん}を死傷^{ししょう}させた場合^{ばあい}に備^{そな}えるものです。また、補償^{ほしょう}には限度額^{げんどがく}があるため、限度額^{げんどがく}を超^こえると自賠責保険^{じばいせきほけん}では補償^{ほしょう}されません。加入^{かにゆう}手続^{てつづき}は、主^{おも}に自動車^{じどうしゃ}販売店^{はんばいてん}や自動車整備工場^{じどうしゃせいびこうじょう}などの損害保険会社^{そんがいほけんがいしゃ}の代理店^{だいいりてん}で行^{おこな}います。

(2) 任意保険（自動車保険） にんい ほけん（じどうしゃ ほけん）

自賠責保険^{じばいせきほけん}の賠償^{ばいしょう}対^{たい}象^{しょう}とならない、自賠責保険^{じばいせきほけん}の限度額^{げんどがく}を超^こえた補償^{ほしょう}、他人^{たにん}の財物^{ざいぶつ}の補償^{ほしょう}、ご自身^{じしん}の車^{くるま}やケガ^{けが}などの補償^{ほしょう}が受けられます。加入^{かにゆう}手続^{てつづき}は、主^{おも}に損害保険会社^{そんがいほけんがいしゃ}の代理店^{だいいりてん}で行^{おこな}います。



そうだんまどぐち といいわ さき
相談窓口・問合せ先

機関名 ^{きかんめい}	電話番号 ^{でんわばんごう}	受付時間 ^{うけつけじかん}
いっしや にほんそんがいほけんきょうかい (一社) 日本損害保険協会 そんぽADRセンター	ナビダイヤル ぜんこくきょうつう つうわりようゆうりょう (全国共通・通話料有料) 0570-022808 ちよくせつばんごう 直接番号 (そんぽADR センター東京) 03-4332-5241	げつ きん 月～金 (しゅくじつ きゅうじつ がつ にち がつ にちのち) (祝日・休日・12月30日～1月4日除く) 9:15～17:00 ※ にほんご たいおう 日本語で対応 ※ じどうしゃ ほけん かにゆう もうしこ 自動車保険に加入する申込みはできません。 もうしこ 申込みは、各損害保険会社に相談してください。 かくそんがいほけんがいしゃ そうだんまどぐち りんく) 【各損害保険会社の相談窓口へのリンク】 https://www.sonpo.or.jp/soudan/reference.html

※ ほうにち ざいりゅうがいかくじん む じょうほうていきようさい と
※ 訪日・在留外国人向け情報提供サイト「Information on Staying Safe in Japan」

<WebサイトQRコード>

<https://living-and-ins.jp/ja/>

